

和泉市自主防災組織活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における地域での自助・共助を助長するため、町会・自治会又はこれに準ずると認める団体(以下「町会等」という。)で結成される自主防災組織の活動を推進するために必要な資機材購入及び各小学校区単位(以下「校区」という。)又は自主防災組織で行う訓練活動等の費用の一部を予算の範囲内で補助し、地域の組織力の向上に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱による補助金の交付対象は、次のとおりとする。

(1)資機材購入費補助金

町会等が自主防災活動に必要とする資機材の購入に要した費用

(2)訓練費補助金

ア 校区活動補助金

校区で防災訓練又は防災講演会等(以下「訓練等」という。)を行う場合の消耗品の購入等に要した費用

イ 自主防災組織活動補助金

自主防災組織で訓練等を行う場合の消耗品の購入等に要した費用

(3)追加資機材購入費補助金

資機材購入費補助金を受けた自主防災組織において、新たに資機材等が必要となった場合における、当該資機材等の購入に要した費用

(補助金の額)

第3条 資機材購入費補助金は、別表資機材品目の表に掲げる資機材の購入に要した費用とし、1団体につき1回限り200,000円を限度として補助する。

2 訓練費補助金は、別表消耗品等の表に掲げる消耗品等の購入に要した費用とし、補助金の額は次のとおりとする。

(1)校区活動補助金

校区が訓練等を行う場合に要した消耗品購入費等について、50,000円を限度として補助する。

(2)自主防災組織活動補助金

自主防災組織が訓練等を行う場合に要した消耗品購入費等について、2分の1以内の額(その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)を、20,000円を限度として補助する。

3 追加資機材購入費補助金は、別表資機材品目の表に掲げる資機材の購入に要した費用とし、資機材購入補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して3年を経過した年度以降に補助するものとし、1団体につき100,000円を限度とする。以後、追加資機材購入補助金を受け

た年度の翌年度から起算して3年を経過した年度以降に補助するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 第2条で定める補助金を申請しようとする町会等は、自主防災組織活動補助金交付申請及び実績報告書(様式第1号)のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)資機材購入費補助金

- ア 資機材購入に要した費用の領収書の写し
- イ 自主防災組織設立届の写し
- ウ 資機材購入理由等を記載した書類(必要と認める場合)
- エ 購入した資機材の写真(必要と認める場合)
- オ その他市長が必要と認めた書類

(2)訓練費補助金

- ア 訓練を行う場合の消耗品等購入に要した費用の領収書の写し
- イ 訓練実施報告書及び訓練風景の写真
- ウ その他市長が必要と認めた書類

(3)追加資機材購入費補助金

- ア 資機材購入に要した費用の領収書の写し
- イ 資機材購入理由等を記載した書類(必要と認める場合)
- ウ 購入した資機材の写真(必要と認める場合)
- エ その他市長が必要と認めた書類

(交付決定及び確定)

第5条 市長は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは、自主防災組織活動補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 前条の規定による補助金交付確定通知を受理した者は、速やかに自主防災組織活動補助金交付請求書(様式第3号)及び口座名義が確認できる通帳の写しを提出するものとする。ただし、申請者と口座名義人が異なる場合は委任状(様式第4号)も併せて提出するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に町会等が指定する預金口座に支払うものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請により補助金の交付を受けた町会等に対し、補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月18日)

この訓令は、令達の日から施行し、改正後の和泉市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年8月23日)

この訓令は、令達の日から施行し、改正後の和泉市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月23日)

この訓令は、令達の日から施行し、改正後の和泉市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和4年1月5日)

この訓令は、令達の日から施行し、改正後の和泉市自主防災組織活動補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

別表(第3条関係)

資機材品目

区 分	資 機 材
情報収集・伝達用	ハンドマイク、メガホン、携帯用無線機、携帯用ラジオ、腕章、その他情報収集・伝達活動に必要な資機材
初期消火用	消火器、組み立て式簡易水槽、水バケツ、その他消火活動に必要な資機材
救助・救出用	バール、のこぎり、スコップ、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、はしご、発電機、投光器、その他救助・救出活動に必要な資機材
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、AED、その他救護活動に必要な資機材
避難用	強力ライト、ホイッスル、標旗、リヤカー、反射ベスト、シグナル誘導灯、その他避難に必要な資機材
その他	放送機器、携帯電話機用充電器、活動服、ヘルメット、革手袋、安全靴、その他防災資機材と認められる資機材

消耗品等

区 分	内 容
補助の対象となるもの	訓練等に係る消耗品費、燃料費※ ¹ 、食材費(炊き出し訓練の材料費、当日の水分補給費等※ ²)
	訓練等に要した電気、水道、ガスの使用料金
	訓練等に使用した資機材等の修繕費※ ³
	訓練等に要した施設使用料や防災機器等の借上料
	防災マップ、パンフレット、チラシ等の作成費又は購入費
	応急手当のための医薬品
	訓練等に係る講師への謝礼
	その他、市長が必要と認める経費

※¹車両に係る燃料費は認めない。

※²食材費で次のものは認めない。

「弁当」、「菓子類(ただし、備蓄用として販売されているものを除く)」、「アルコール類」、「コーヒー・紅茶・ジュース等(ただし、水・お茶・スポーツドリンクを除く。）」、「おみやげ代」、「訓練当日以外に使用した食材」

※³原則、資材購入補助金(追加資機材含む)を利用した資機材に限る。

※各種補助金申請に係る経費について、クーポン・ポイント・金券・商品券・振興券等での支払い分は対象外とする。

様式第1号(第4条関係)

自主防災組織活動補助金交付申請及び実績報告書

年 月 日

和泉市長 へ

申請者 (町会・自治会名)

(住所)

(氏名)

(電話番号)

※申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください

自主防災組織活動補助金の交付を受けたいので、自主防災組織活動補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

交付申請額 金 _____ 円

添付書類

資機材・追加資機材 購入費補助金		訓練費補助金 (校区活動・自主防災組織活動)
<input type="checkbox"/> 資機材購入に要した 費用の領収書の写し	<input type="checkbox"/> 購入した資機材の写真	<input type="checkbox"/> 消耗品等購入に要した 費用の領収書の写し
<input type="checkbox"/> 自主防災組織設立届 の写し	<input type="checkbox"/> 資機材購入理由等を 証した書類	<input type="checkbox"/> 訓練実施報告書及び 訓練風景写真

様式第2号(第5条関係)

自主防災組織活動補助金交付決定及び確定通知書

和泉危管第 号
年 月 日

様

和泉市長 印

年度自主防災組織活動補助金について、次のとおり決定及び確定したので、自主防災組織活動補助金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

交付決定及び確定額 金 _____ 円

様式第3号(第6条関係)

自主防災組織補助金交付請求書

年 月 日

和泉市長 へ

申請者 (町会・自治会名)

(住所)

(氏名)

(電話番号)

※申請者が自署しない場合は、記名押印をしてください

自主防災組織活動補助金の交付を受けたいので、自主防災組織活動補助金交付要綱第6条の規定により、以下のとおり請求します。

交付請求額 金 _____ 円

振 込 先	金融機関名				支店名					
	預金種別	1. 普通 2. 当座	口座番号							
	ふりがな									
	口座名義人									

添付書類

- 口座名義が確認できる通帳の写し

様式第4号(第6条関係)

委任状

年 月 日

(代理人) 団体名 _____

氏名 _____

私は、上記のものを代理人として、下記の事項に関する権限を委任します。

(委任事項) 自主防災組織補助金交付請求書 補助金受取(振込先口座名義)

(委任者) 団体名 _____

住所 _____

氏名 _____

※委任者が自署しない場合は、記名押印をしてください